

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）の運用については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号・医政発 1028 第 1 号・保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和 6 年 12 月 18 日最終改正。）においてとりまとめているところです。

今般、電子処方箋の運用に当たって、過去に発出された事務連絡との関係について、別添のとおり取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。なお、一般的な Q&A 等については、医療機関等向けポータルサイトに掲載しているため、併せて周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

問 「疑義解釈資料の送付について（その７）」（平成 22 年 12 月 6 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添 3 の問 2 において、保険医療機関が遡及指定を受け、医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とすることとされているが、電子処方箋管理サービスの運用に当たってはどのようにすればよいか。

（答）処方せんを発行する保険医療機関においては、電子処方箋管理サービス上で、医療機関からの電子処方箋の発行及び処方情報の登録の際に医療機関コードの記録を必須としていることから、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、上記事務連絡と同様に、備考欄に、「現在遡及指定申請中のため遡及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。

また、保険薬局においては、調剤結果情報の登録について、発行元医療機関コードを入力する必要があるところ、電子処方箋や処方情報に記録された遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、医療機関コード欄が空欄の紙の処方せんを受け付けた場合は、地方厚生局のホームページで確認する等により記録すること。

電子処方箋 概要案内

【病院・診療所】

令和6年5月 1.4版
厚生労働省医薬局

改訂履歴

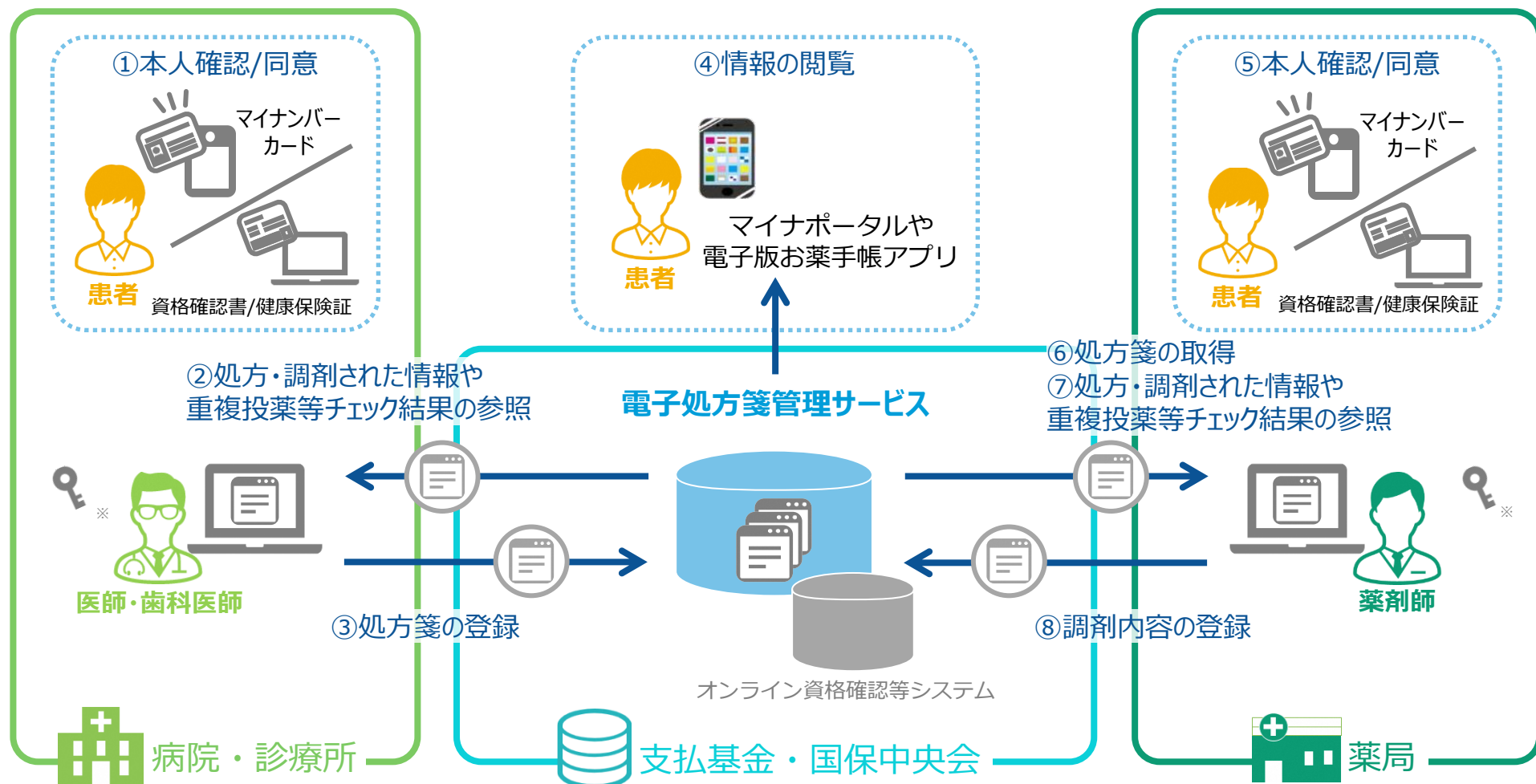
版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2021/11/24	全体	初版作成
1.1	2022/6/30	「4. Q&A」	・補助金、HPKIカードに係るQ&Aを追記。
1.2	2022/11/21	「1. 電子処方箋とは」	・電子署名の方式に関する注記を追加。
		「2. 病院・診療所でできるようになること」	・本人確認/同意に関する注記を追加。
		「3. 利用開始に向けたスケジュール」	・スケジュールを令和4年11月時点に最新化。
		「4. Q&A」	・利用申請、オンライン資格確認との同時導入に係るQ&Aを追記。
		「5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント」	・各種周知物の概要及び掲載場所に係るページを新規追加。
1.3	2024/1/29	「2. 病院・診療所でできるようになること」	・口頭同意による薬剤情報の閲覧について脚注追記。
		「3. 利用開始に向けたスケジュール」	・スケジュールを令和6年1月時点に最新化。
		「4. Q&A」	・マイナンバーカードを活用した電子署名の機能追加に伴い、Q&Aを更新。
		「5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント」	・各種周知物の概要及び掲載場所に係るページ・QRコードを新規追加。

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.4	2024/5/14	「5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント」	・過去の説明会動画に令和5年度に開催したオンライン説明会のYouTube視聴リンク・QRコードを新規追加。

1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えるようになります。



※電子署名の方法は、HPKIの仕組みを用いた方式に限られませんが、現時点では本方式のみご利用いただけます。

2. 病院・診療所でできるようになること

処方箋の事前送付が行えるようになるほか、丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬等の抑制を行えるようになります。※1

直近の患者情報を踏まえた診察・処方

！ マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能**になり、より患者に寄り添った対応を行うことができるようになります。

本人確認/同意



1週間前に別の病院にかかったとき、△△のお薬が出ていましたが、その後、症状はどうですか？



まだ少し続いています。

患者

！ システム化により**医師・歯科医師と薬剤師のコミュニケーションを円滑に行える**ようになります。

薬剤師



薬局

薬剤師とのコミュニケーションが円滑になった。

医師・
歯科医師



病院・診療所

重複投薬等の抑制

！ 医療機関・薬局を跨いだ情報共有により、**より実効性のある重複投薬等の防止**が可能になります。

本人確認/同意



患者

直近、処方・調剤された内容により重複投薬等がないかチェックを実施



A病院での処方情報
B歯科での処方情報
E薬局での調剤情報
F薬局での調剤情報

診察

※2
◇◇錠は、□月×日にA病院で処方されています。



医師・歯科医師

一昨日、別の症状で◇◇のお薬が出ているようなので、今日は◇◇のお薬は出さなくて大丈夫ですね。

そうなんです、出されても飲み切れなかったところでした。

患者

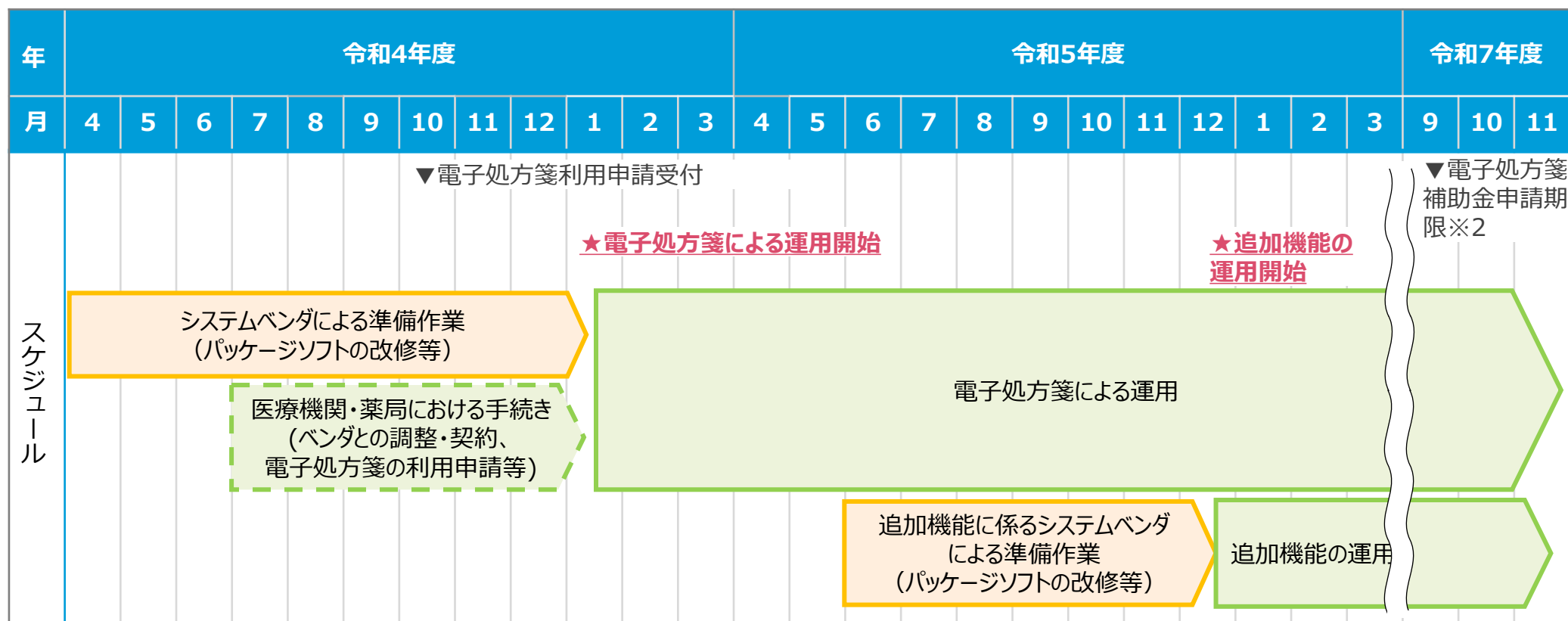
※1 すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

※2 受付方法（マイナンバーカード/資格確認書/健康保険証）問わず、重複投薬等チェックの結果を確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のお薬と重複投薬等に当たるかまで表示されます。口頭同意による薬剤情報の閲覧については、「電子処方箋追加機能の説明動画 令和5年12月更新版（医療機関向け）」3:15～6:12をご確認ください。

3. 利用開始に向けたスケジュール

電子処方箋は（※1）、令和5年1月より運用を開始し、同年12月に追加機能（リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名等）も運用を開始しました。

HPKIの仕組みを活用した電子署名の準備作業の内容については、「電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き」にてご案内しております。



※1 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを活用します。オンライン資格確認の利用開始に必要な作業については、『[オンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き](#)』をご覧ください。

※2 補助金は、令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和7年9月30日までに申請を行ってください。

4. Q&A

電子処方箋管理サービスについて

Question

Q) 電子処方箋管理サービスは、オンライン資格確認等システムと何が変わるのですか？

A) オンライン資格確認等システムの仕組みを用いて、医療機関・薬局間で電子化された処方箋の授受を行えるようになります。

オンライン資格確認等システムでは、レセプトをもとにした月遅れの情報を参照できましたが、電子処方箋ではさらに、処方箋をもとにした情報をリアルタイムで参照することができるようになります。

また、それらの情報を活用した、重複投薬等チェックなどもできるようになります。

Q) 患者はマイナンバーカードがないと、電子処方箋を発行できないのですか？

A) 患者が資格確認書/健康保険証を利用する場合も電子処方箋を発行できます。

Q) 電子処方箋は必ず導入しなければいけませんか？

A) 電子処方箋を利用することにより、複数の医療機関・薬局が持つデータの利活用による、より質の高い医療の提供が図られるため、積極的に導入の検討をお願いします。

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) 電子処方箋を始めるには、
まず何をすればよいですか？

Answer

- A) 電子処方箋は、オンライン資格確認の仕組みを活用します（①）。また、電子署名を行うためにはHPKIの仕組みを利用します（②③）。
手続きに時間を要することを考慮し、お早目の準備をお願いします。
※HPKIカードの発行申請及びマイナンバーカードを活用した電子署名の申請の詳細については、以下をご確認ください。HPKIカードは医師・歯科医師・薬剤師によって申請先が異なります。マイナンバーカードを活用した電子署名はマイナポータルから申請してください。

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き』](#)

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（追加機能）』](#)

①オンライン資格確認を利用開始するための手続きは以下をご確認ください。

[『オンライン資格確認の導入に向けた準備作業手引き』](#)

まだ医療機関等向け総合ポータルサイトに登録していない場合は、「新規ユーザー登録はこちら」より、登録をお願いします。

[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)

②HPKIカードの取得について、以下の申請サイトからお申込みください。

<医師向け>

- ・日本医師会 電子認証センター

[申請サイト](#)

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

[申請サイト](#)

<歯科医師向け>

- ・一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS）

[申請サイト](#)

③マイナンバーカードを活用した電子署名については、マイナポータルからお申し込みください。
申請方法は以下をご確認ください。

[『電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（追加機能）』](#)

4. Q&A

電子処方箋管理サービスの利用開始に向けて

Question

Q) HPKIカードは取得しなければ
なりませんか？

A) 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則った形で
医師・歯科医師が電子的に署名を行う必要がありますが、現時点で
は、HPKIの仕組みを用いた署名方式がそれに準拠します。
電子署名の方法は、①HPKIカードの中の電子証明書を用いる方
法、②HPKIカードやスマートフォンでクラウド上の電子証明書を用い
る方法、③HPKIと紐付けたマイナンバーカードで電子証明書をを用い
る方法のいずれかを選択できます。①②はHPKIカードの発行申請
（①は物理的なHPKIカード）が必要です。③はマイナポータルから
利用申請が必要です。

Q) オンライン資格確認と同様に、
利用申請は必要ですか？

A) 電子処方箋管理サービスを利用するために利用申請を行う必要が
あります。利用申請の位置づけ等の詳細は以下をご確認ください。
詳細は[こちら](#)

Q) オンライン資格確認と同様に、
システム導入に当たっての
補助金がありますか？

A) 医療機関等向け総合ポータルサイト＞ 電子処方箋管理サービス＞
補助金 からご確認ください。詳細は[こちら](#)

5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント

01 メリット説明動画



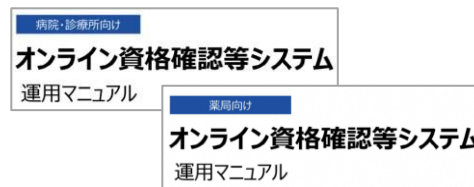
医療機関向け
[Youtube視聴](#)



薬局向け
[Youtube視聴](#)

電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の仕組みやメリットの概要を動画で解説しています。

03 運用マニュアル



電子処方箋導入後の業務内容について解説しています。
動画よりも詳細に、電子/紙の処方箋といった各パターンに応じた業務内容を理解できます。
対応方法に困ったときに寄せられる、よくある質問と回答なども記載しています。



医療機関・薬局向け
運用マニュアルは[こちら](#)

02 電子処方箋利用方法及び追加機能説明動画



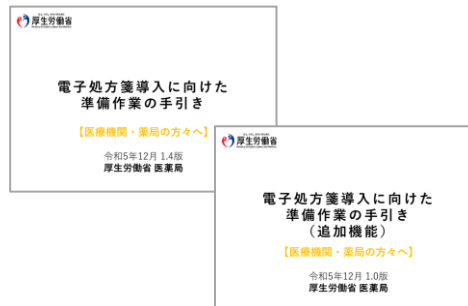
医療機関向け利用方法
[Youtube視聴](#)



薬局向け利用方法
[Youtube視聴](#)

電子処方箋及び追加機能の導入後の業務内容について知りたい方向けに、医療機関での処方箋発行、薬局での処方箋受付等の一連の流れや追加機能の概要等を動画で解説しています。

04 準備作業の手引き



電子処方箋及び追加機能を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。



準備作業手引きは[こちら](#)



準備作業手引き(追加機能)は[こちら](#)



医療機関向け追加機能
[Youtube視聴](#)



薬局向け追加機能
[Youtube視聴](#)

5. 電子処方箋に関する動画・ドキュメント

05 過去の説明会動画

第1回医療機関等向け説明会 「そうだったのか、電子処方箋」



[Youtube視聴](#)

第2回医療機関等向け説明会 「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋」



[Youtube視聴](#)

第3回医療機関等向け説明会 「開始目前！これならできる、電子処方箋」



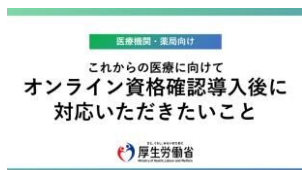
[Youtube視聴](#)

第4回医療機関等向け説明会 「はじまっています！今こそ導入、電子処方箋」



[Youtube視聴](#)

【医療機関・薬局の皆さまへ】 オンライン資格確認導入後に ご対応いただきたいこと



[Youtube視聴](#)

医療機関・薬局向け説明会 「オンライン資格確認の次は電子 処方箋！～いま、進めよう～」



[Youtube視聴](#)

医療機関向け説明会 「オンライン資格確認の次は電子 処方箋！～いま、進めよう～」



[Youtube視聴](#)

薬局向け説明会 「オンライン資格確認の次は電子 処方箋！～いま、進めよう～」



[Youtube視聴](#)

電子処方箋に関する情報を
医療機関等向け
総合ポータルサイトに掲載中！

医療機関等向け総合ポータル [検索](#)

